

令和6年11月22日

# 建設緑政局関係議案資料 (その4)

議案第181号

川崎市都市公園条例の一部を改正する  
条例の制定について

建設緑政局

1 川崎市都市公園条例について

- 都市公園内に、工作物等を継続して設置する場合は、都市公園法第6条第1項の規定に基づき、公園管理者の許可を受ける必要がある。また、同法第18条の規定により都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例で定めるとされている。
- 本市では、川崎市都市公園条例において占用の許可や占用料に関する事項を定め、申請者から占用料を徴収している。

2 条例改正の理由及び内容

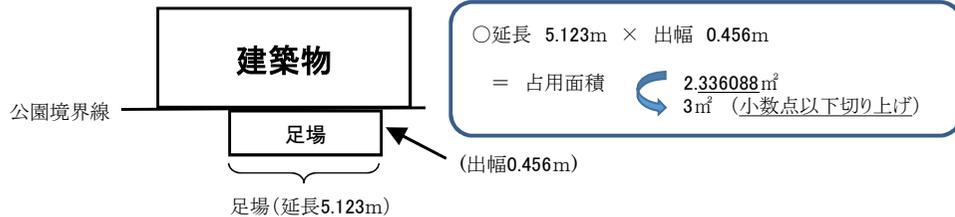
(1) 条例改正の理由

- 都市公園の占用に伴う占用料について、その額を算出するための基礎となる計算方法は、川崎市道路占用料徴収条例に準拠して川崎市都市公園条例で定めている。
- この度、川崎市道路占用料徴収条例で定める占用料の端数処理方法に関し、改正するとしてことを受け、川崎市都市公園条例についても同様に、公園占用料の額を算出する基礎となる面積等の端数処理方法を変更する。

(2) 改正の内容（端数処理の方法）

**現行** 面積が1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占用の長さが1メートル未満の端数は1メートルとして計算する。

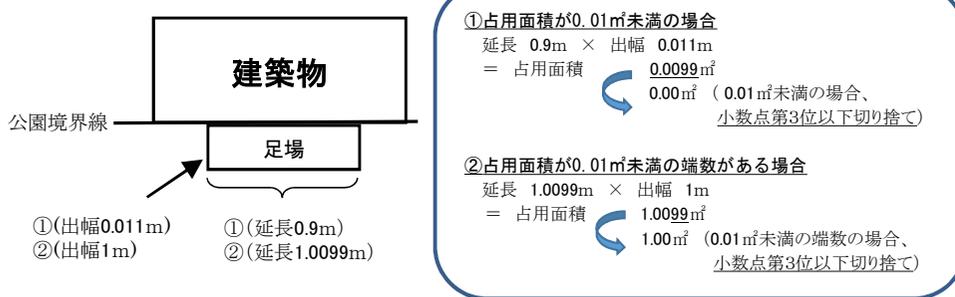
(例) 足場を設置する場合の占用面積について



**改正後**

①表示・占用面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又は②表示・占用面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

(例) 足場を設置する場合の占用面積について



3 影響額（占有者負担軽減額）

- 約120万円（令和5年度の公園占用料の実績をもとに最大となる影響額を推定）

4 他の政令指定都市の状況

- 精緻化対応済みの都市（10都市）

さいたま市、千葉市、横浜市、静岡市、名古屋市、堺市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

5 新旧対照表

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>(占用料)</p> <p>第17条 都市公園を占用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める占用料を徴収する。</p> <p>2 前項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間が1月未満であるときは、同項の規定により算出した占用料の額に100分の110を乗じて算出するものとする。</p> <p>3 第1項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間の1月未満の端数は1月とし、<u>表示面積若しくは占有面積若しくは占有の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u></p> | <p>(占用料)</p> <p>第17条 都市公園を占用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める占用料を徴収する。</p> <p>2 前項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間が1月未満であるときは、同項の規定により算出した占用料の額に100分の110を乗じて算出するものとする。</p> <p>3 第1項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間の1月未満の端数は1月とし、<u>面積の1平方メートル未満の端数は1平方メートルとし、長さの1メートル未満の端数は1メートルとする。</u></p> |

6 附則

- 施行期日  
令和7年4月1日
- 経過措置  
この条例の施行の際現に占用の許可を受け、この条例の施行の日前から同日以後引き続き占用し、かつ、占用の期間が1年以内であるものに係る占用料の額については、なお従前の例による。